

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

新旧対照表

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成十年福岡県規則第四十九号）	
改正案	現行
<p>（公衆の縦覧等）</p> <p>第三条 条例第二条第四項の公表については原則としてインターネットの利用によることとし、公衆の縦覧は、福岡県人づくり・県民生活部社会活動推進課において行う。</p> <p>第四条 削除</p>	<p>（公衆の縦覧等）</p> <p>第三条 条例第二条第四項の公告又はインターネットによる公表については原則としてインターネットの利用により公表することとし、公衆の縦覧は、福岡県人づくり・県民生活部社会活動推進課において行う。</p> <p>（電子縦覧）</p> <p>第四条 前条の規定による縦覧のほか、知事は、法第十条第二項第一号、第二号イ（住所又は居所に係る部分を除く。）、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類の情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の縦覧（以下「電子縦覧」という。）に供することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されていると認めるときは、当該情報に係る部分を電子縦覧に供しないことができる。</p> <p>一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、申請者、設立代表者、法人の代表者及び法人の役員の名並びに役員 の役職に関する情報を除く。</p> <p>二 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>3 知事は、第一項の規定にかかわらず、特定非営利活動法人の役員、社員その他の利害関係人の生命、健康、生活又は財産を保護するために特に必要があると認める場合は、当該必要な事項に限り、電子縦覧に供しないことができる。</p> <p>（電子縦覧）</p>
<p>（電子閲覧）</p> <p>第十二条 条例第七条の規定による閲覧のほか、知事は、直近五事業年度の事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び法第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項第七号の事業計画書、法第三十四条第五項において準用する法第十条第二項第八号の活動予算書及び法第三十五条第一項の財産目録。ただし、年間役員名簿並びに社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面は除く。）及び直近の定款の情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供</p>	<p>（電子閲覧）</p> <p>第十二条 条例第七条の規定による閲覧のほか、知事は、直近五事業年度の事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び法第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項第七号の事業計画書、法第三十四条第五項において準用する法第十条第二項第八号の活動予算書及び法第三十五条第一項の財産目録。ただし、年間役員名簿の住所又は居所に係る部分並びに社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面は除く。）及び役員名簿（法第十条第一項第二号</p>

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成十年福岡県規則第四十九号）

改正案

現行

を受ける者の閲覧（以下「電子閲覧」という。）に供することができる。

イの役員名簿をい、住所又は居所に係る部分については年間役員名簿に同じ。）並びに直近の定款の情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧（以下「電子閲覧」という。）に供することができる。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されていると認めるときは、当該情報に係る部分を電子閲覧に供しないことができる。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、電子閲覧について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十一條第一項」と、同条第三項及び第三項中「電子閲覧」とあるのは「電子閲覧」と読み替えるものとする。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、申請者、設立代表者、法人の代表者及び法人の役員の名並びに役員役職に関する情報を除く。

二 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

3 知事は、第一項の規定にかかわらず、特定非営利活動法人の役員、社員その他の利害関係人の生命、健康、生活又は財産を保護するために特に必要があると認める場合は、当該必要な事項に限り、電子閲覧に供しないことができる。

（電子情報処理組織を利用した申請等）

（電子情報処理組織を利用した申請等）

第二十七条（略）

第二十七条（略）

2 （略）

2 （略）

3 第三条、第十二条及び前二項に定めるもののほか、情報通信技術活用法第六条から第八条までの規定により電子情報処理組織（情報通信技術活用法第六条第一項における「電子情報処理組織」をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により行う場合については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年福岡県規則第二十五号）に定める手続等の例による。

3 第四条、第十二条及び前二項に定めるもののほか、情報通信技術活用法第六条から第八条までの規定により電子情報処理組織（情報通信技術活用法第六条第二項における「電子情報処理組織」をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により行う場合については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年福岡県規則第二十五号）に定める手続等の例による。

（電磁的記録による縦覧等）

（電磁的記録による縦覧等）

第三十条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第五条第一項の縦覧等は、法第二十八条第三項、法第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第五十二条第四項、第五項及び法第五十四条第四項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の閲覧とする。

第三十条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第五条第一項の縦覧等は、法第二十八条第三項、法第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第五十二条第四項及び法第五十四条第四項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の閲覧とする。

2 （略）

2 （略）